

## ILL文献複写等料金相殺サービスの概要

### 目的：

ILLシステムの利用による文献複写等の料金について、加入機関の利用料金に関する事務処理を簡便化し、もって利用者の利便性の向上を図り、当該システムの効率的な運用に資することを目的とする。

### 定義：

N I I : 国立情報学研究所

ILLシステム： 国立情報学研究所目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システム

文献複写等 : ILLシステムを利用して行われた現物貸借及び文献複写

ILL文献複写等料金相殺サービス（ILL料金相殺サービス）

: ILLシステムを利用して発生する文献複写等の料金について、加入機関毎に一定の期間で依頼に伴う債務と受付に伴う債権の相殺を行うサービス

加入機関 : ILL料金相殺サービスに加入している機関または組織

債権機関 : ILL料金相殺サービスにより、受付料金と依頼料金を相殺した結果、受付料金がプラスになった機関

債務機関 : ILL料金相殺サービスにより、受付料金と依頼料金を相殺した結果、依頼料金がプラスになった機関

### 加入資格・単位

ILLシステムに参加している機関または組織

### 加入手続き：

ILL料金相殺サービスに加入しようとする機関または組織の長は所定の加入申請書によりN I Iの所長に加入の申請を行い、N I Iの所長は当該申請を適当と認めた場合は承認書を交付し、これを承認する。

申請は随時受け付けるが、利用開始は申請の翌月初日からとする。

### 債権の譲渡：

加入機関は債権債務の相殺のために、文献複写等の債権をN I Iに譲渡し、N I Iはこれを譲り受ける。

なお、債権の譲渡は、N I Iからの利用料金明細通知により月次の締切日に実行されたものとする。

### N I Iの責務：

- 1) ILLサービスの維持、管理及び運用
- 2) 加入機関に対するILL料金相殺サービスに関する利用料金明細の通知及び各種情報の提供

### 相殺の対象：

ILLシステムを利用して発生した文献複写等の料金

- 1) 文献複写依頼書ABC票により行われる文献複写は除外する
- 2) 当分の間は国内所在の加入機関間の文献複写等の料金に限定する

**対象の料金：**

文献複写及び現物貸借に係る料金

**相殺の単位：**

1 加入機関と他の全ての加入機関との文献複写等にかかる受付料金とすべての支払区分をまとめた依頼料金とを相殺する。

**運営費：**

加入機関はN I I に対して I L L 料金相殺サービスに必要な経費として運営費を支払う。

運営費は 10,000 円／年とし、当該年度の最初の相殺月に当該期の文献複写料等と相殺したのち支払う。

年度中途の加入の場合は、加入日の属する四半期から当該年度末までの残存四半期数に年額の 4 分の 1 を乗じた金額と消費税額を合算した額を当該期の文献複写料等と相殺したのち支払う。

N I I は毎年 5 月末に前年度における運営費の利用状況を報告する。

**振込手数料：**

精算に伴う N I I から債権機関への振込及び債務機関の N I I への振込に係る振込手数料は各々加入機関の負担とする。

**相殺料金の振込：**

債権機関には債権機関が指定した銀行口座に N I I が、債務機関は N I I が指定した銀行口座にそれぞれ振り込む。なお、債権機関において銀行口座を指定できない場合は指定された納付書等でも可能とする。

**債務機関の未払い：**

債務機関の未払いが確定した場合又はその恐れが判明した場合は、加入機関は当該債権を受け戻す義務を負い、N I I は加入機関に返還する。

**相殺期間・料金の支払い等：**

相殺期	対象期間	NII の相殺結果の通知	債務機関の納入期限	債権機関への支払日
第 1 四半期	4/ 1 ～ 6/30	7 月初旬	7/31	8/10 頃
第 2 四半期	7/ 1 ～ 9/30	10 月初旬	10/31	11/10 頃
第 3 四半期	10/ 1 ～12/31	1 月初旬	1/31	2/10 頃
第 4 四半期	1/ 1 ～ 3/31	4 月初旬	4/30	5/10 頃

**取引の完了：**

相殺の対象とする取引は、I L L システムにおける状態表示が、文献複写の場合は「確認」、現物貸借の場合は「返却確認」となっている取引とし、更新日付により相殺の期日を区分する。

**その他：**

相殺処理に疑義が生じた場合、N I I と加入機関は誠意を持って協議する。